

妊婦等包括相談支援事業
(伴走型相談支援)
ガイドライン

令和7年3月

目次

I.はじめ	3
II.ガイドラインの位置づけ	5
III.伴走型相談支援ガイドライン	7
1.事業の概要	7
2.実施主体	8
3.対象者	9
4.妊娠の届出時の面談	10
①　・実施時期・実施体制	10
②　・面談者	10
③　・実施の方法	11
5.妊娠後期の面談	16
①　・実施時期・実施体制	16
②　・面談者	16
③　・実施の方法	17
6.出産後の面談	19
①　・実施時期・実施体制	19
②　・面談者	19
③　・実施の方法	20
7.妊娠の届出時と妊娠後期の間、また妊娠後期と出産後の間の随時の面談	22
8.出産後の面談以降の随時の面談	22
9.情報発信等	22
10.面談の質の向上	24
11.配慮を要する妊産婦・家庭への対応	26
12.利用推奨に係る工夫	31
13.情報保護・情報共有	31
IV.参考資料	33

I. はじめに

近年、核家族化や共働きの進展により、周囲に頼れる人がおらず不安感を抱えながら妊娠・出産を迎えるを得ない場合や、孤立した環境において子育てを行う妊婦・子育て世帯が増加していると考えられる。こうした状況では、子育てに伴う精神的ストレスや負担感が増大することで、精神面での不調や、場合によっては、こどもへの虐待につながってしまうこともあり得る。**孤立した子育てを防止し、虐待リスクの高まりを防ぐために**は、**出産前から継続して、市町村や支援機関等が、妊婦・子育て世帯とつながりを保ち、気軽に相談できる環境や関係性を構築**するとともに、**必要に応じて適切な支援・サービスを提供**できるよう体制を整備することが必要である。令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」においても、こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」はこどもの育ちにおいて特に重要な時期である一方、この時期には誕生・就園・就学前後などこどもを取り巻く環境に大きな節目があることから、その節目がこどもの育ちの「切れ目」となることがないように取り組む必要があることを指摘している。併せて、この時期の全てのこどもの育ちを切れ目なく支えるため、妊娠・出産・子育てに関する分かりやすく信頼できる情報へアクセスしやすくなることや、専門性を持って妊婦・子育て世帯を支援し、その成長に伴走する人の存在を確保することが重要であるとしている。

妊娠・出産に寄り添う体制を整備するため、令和4年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において「出産・子育て応援交付金事業」の創設が掲げられ、令和4年度第2次補正予算にて実現した。この事業の特徴は、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と、妊娠時・出産後に10万円相当のギフトが支給される経済的支援を一体的に実施していることであり、経済的支援をきっかけとして、市町村と子育て世帯のつながりを作り、子育ての孤立を防ぐことに重点を置いている。

「出産・子育て応援交付金事業」は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において法律に位置づけられることとなった。伴走型相談支

援は、「妊婦等包括相談支援事業」として児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において規定される一方で、経済的支援については、妊娠時に 5 万円及び胎児の数に応じて 5 万円ずつ支給する「妊婦のための支援給付」として、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）において整備されることとなった。

「妊婦等包括相談支援事業」は、全ての妊婦・子育て世帯が継続的に面談等を受けることで、市町村やその他の支援機関とつながりをもつポピュレーションアプローチとして位置づけられる。たとえ、リスク要因がないように見える妊婦や子育て世帯であっても、妊娠や出産、子育てによる気持ちや環境の変化に不安を抱えていることは少なくない。リスクの有無や支援の要否にかかわらず、全ての妊婦・子育て世帯と面談等の機会を持ち、継続的な関係性を構築することで、出産・子育てに向けた不安を軽減するのみならず、必要なときに必要な支援・サービスにつなげることが可能となる。さらに、**妊婦のための支援給付(旧出産・子育て応援給付金)**と一体的な運用を図ることで、市町村との関わりを持ちにくい妊婦・子育て世帯とつながるきっかけとなるとともに、必要な支援・サービスの利用に係る経済的ハーダルを軽減し、より気軽に利用できるようになることが期待される。

さらに、面談等の関わりの中で、特に手厚いフォローが必要な妊婦・子育て世帯を把握し、市町村による継続支援を行うとともに、地域の子育て資源やその他の必要な支援・サービスにつなげるといったハイリスクアプローチにつなげていくことも重要である。面談等で得た情報をもとに適切なアセスメントや地域資源へのつなぎを行うことで、虐待などの重大なケースに至る前に包括的で継続的な支援が受けられるようになる。

本ガイドラインは、全国のどの市町村においても、妊婦等包括相談支援事業として実施される伴走型相談支援が効果的に、高い質を保って実施され、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境が実現するよう、市町村における支援実施方法の例や各市町村の取組事例などを示すものである。

II. ガイドラインの位置づけ

(策定の経緯)

令和4年度第2次補正予算にて創設された「出産・子育て応援交付金事業」は、開始されてから約2年が経過する中で、各市町村において様々な工夫を取り入れられながら運用されてきた。一方で、これまで、事業実施における一律の指針は示されていないことから、全国で相談支援の質の担保・向上が図られるためには、標準的に押さえておきたいポイントや留意事項や、モデルとなる取組事例を広く周知する必要がある。

本ガイドラインは、伴走型相談支援が「妊婦等包括相談支援事業」として制度化されることに伴い、**事業実施上のポイントや留意事項、取組事例などを示しながら、令和7年度からの実施における指針を示す**ものである。各市町村においては、出産・子育て応援給付金及び伴走型相談支援において各市町村において培われてきた知見を踏まえつつ、本ガイドラインを参照し、事業の実施方法や体制、運用等を整備していただきたい。

本ガイドライン策定にあたっては、令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援のあり方に関する調査研究」における有識者や市町村職員等をメンバーとした検討会での議論を踏まえつつ、関連団体等からの意見を反映した。また、同調査研究におけるアンケート調査にて各市町村の現行の運用を把握するとともに、ヒアリング調査にて、創意工夫を図りながら伴走型相談支援を実施している事例の収集を行った。**本ガイドライン内においても、モデルケースとしてヒアリング事例を掲載**しているため、取組時の参考とされたい。

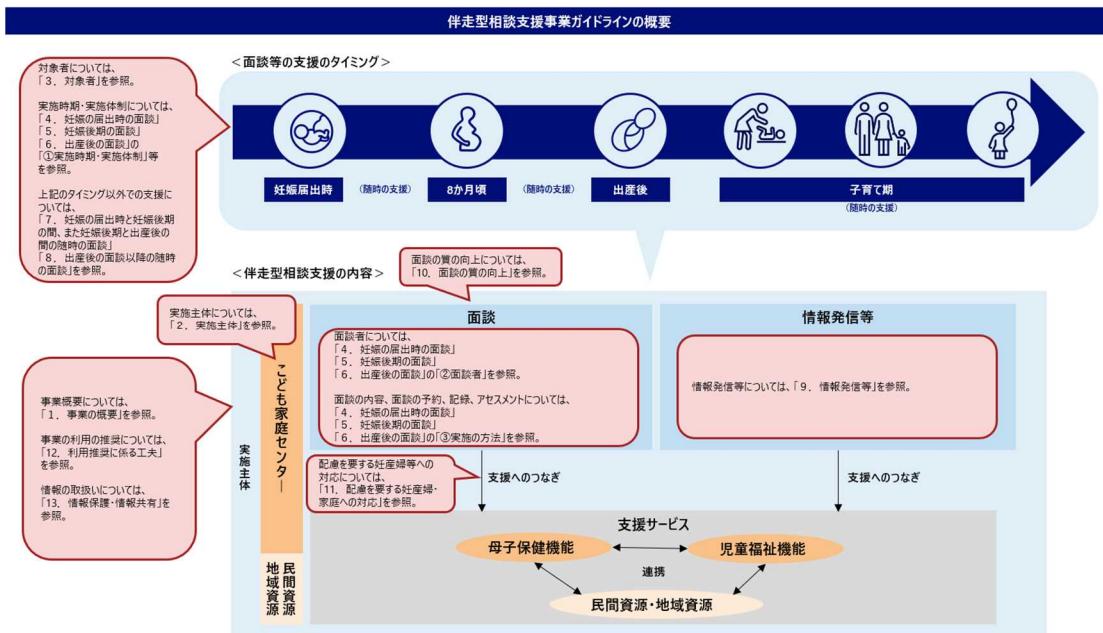
(活用の方向性)

各市町村においては、本ガイドラインにおいて示した事業の実施方法や体制、運用等を基本としつつ、**本事業の趣旨や目的を十分に踏まえ、ガイドラインに記載された内容にとどまらず創意工夫を凝らした取組により、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境の実現に努めていただくことを期待**する。また、実施主体となることが想定されるこども家庭センターのガイドラインも併せて参照いただきたい。

こども家庭センターガイドライン（令和6年3月）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/487a437d/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_25.pdf

III. 事業ガイドライン



1. 事業の概要

(事業の目的)

「妊婦等包括相談支援事業」は、主に妊婦及びその配偶者やパートナーその他の者(以下「妊婦及び配偶者等」という。)に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業であり、その実施は市町村の努力義務とされている(児童福祉法第6条の3第22項)。加えて、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業である(同法第59条第1号)。

本事業は、妊婦及び配偶者等に対して、面談や情報提供、相談などを行い、妊婦及び配偶者等の心身の状況や環境を把握し、母子保健や子育てに関する支援を行うことを目的としている。また、妊婦のための支援給付(子ども・子育て支援法第10条の12)と効果的に組み合わせることにより妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うことが期待されている(子ども・子育て支援法第10条の3)。

(支援の考え方・基本)

本事業には、全ての妊婦及び配偶者等へ面談を実施することによるポピュレーションアプローチの面がある一方、面談等の関わりの中で、特に配慮が必要な妊婦及び配偶者等を把握し、継続支援を行うとともに、地域の子育て資源や必要な支援サービスにつなげるハイリスクアプローチの面を持つ。特にハイリスクアプローチに関しては、虐待等の未然防止の観点からも重要であり、面談等を通じた適切かつ明確な基準に従ったアセスメントが求められる。

(面談者の役割・責務・心構え)

面談者には、上述の考え方をよく理解した上で面談等の支援にあたることが求められる。本事業は、核家族化や地域コミュニティの衰退が進む中、孤立のリスクが高まる妊婦及び配偶者等と市町村のつながりのきっかけとなり、継続支援の必要な妊婦及び配偶者等を適切な支援につなげることを目的とした事業である。面談者には**妊婦及び配偶者等の各時期における悩みの理解や寄り添う姿勢及び配慮、つなぐべき支援に関する知識や理解**に加え、**適切なアセスメント**により継続支援が必要な妊婦及び配偶者等を取りこぼしなく把握するスキルも求められる。

2. 実施主体

● 市町村(こども家庭センター等)

伴走型相談支援は、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援まで、**ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、こども家庭センターにおいて実施することが基本**である（母子保健法第9条の2、母子保健法第22条）。その上で、こども家庭センターを設置していない場合や、妊婦の利便性や提供内容等を踏まえ、こども家庭センター以外で伴走型相談支援を実施することが適当であると認められる場合においては、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく母子保健事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業等を行う課など適切な部門において実施されたい。

(民間団体との連携)

対象者がより身近で気軽に相談支援を受けることができるよう、各市町村の人員体制や地域資源の状況等の地域の実情に応じて、民間団体等が実施する地域子育て支援拠点、地域子育て相談機関、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「地域子育て支援拠点等」という。）に面談等の業務を委託することができる。

伴走型相談支援の実施にあたっては、**子ども家庭センター等と、民間団体等が運営する地域の関係機関**とが顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になる妊婦及び配偶者等を把握した場合の相談先として相互に相談・連絡できるようにすることが望ましい。密に情報共有・連携することで、より適切できめ細かな支援を届けられるほか、より良い連携に向けた意見交換等を通じて地域における子育て支援の質の底上げを図ることができる。

3. 対象者

本事業の対象者は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 32 の 9 において、**妊婦及び出産した者、これらの配偶者並びに市町村長が妊婦等包括相談支援事業による支援が必要と認める者に対して行うもの**とされている。妊婦自身が不安を覚える場合のほか、配偶者等が、妊婦やこどもとの関わり方に対して不安や悩みを抱くこともあると指摘されている。このため、対象者に対して面談等を行うことで、子育て世帯における産前・産後の孤独・孤立や育児の不安・負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげていくことが求められる。

「はじめの 100 か月の育ちビジョン」においても、保護者・養育者はこどもに最も近い存在であり、「アタッチメント（愛着）」の対象としてこどもの育ちに強い影響を与えるからこそ、妊婦及び配偶者等を社会全体で支援・応援し、そのウェルビーイングを支えることが重要とされている。また、こどもの「はじめの 100 か月」は保護者・養育者自身にとっても養育経験の最初の時期であることから、父親も含めて、こどもとともに成長していくことができるよう、こどもの育ちに関する必要な知識の獲得等に向けた支援が重要であることを示している。本事業における面談等についても、こうした理念を踏まえた形で行うことが求められる。

4.妊娠の届出時の面談

①実施時期・実施体制

「妊婦等包括相談支援」は、児童福祉法施行規則第1条の32の9に基づき、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することの認定を受け付けた時、出産前及び出産後の適当な時期に実施するとされている。初回である妊娠の届出時の面談は、配偶者やパートナー、同居家族も同席した上、妊婦給付認定申請時に行うことが望ましい。このため、配偶者やパートナーが同席できる面談日の設定を推奨する案内をするなどの工夫も考えられる。

対象者が集中し待ち時間が長くなってしまうことが想定される場合は、妊婦の体調に配慮するために事前予約制を取るなど、各市町村で実務にあたる人員や出生数を考慮し円滑な運営のできる体制を整えることが望ましい。**妊婦と信頼関係を構築し、以降継続した支援を実施するためにも、ファーストコンタクトで妊婦に身体的な負担や精神的ストレスを与え、不安や不信感を抱かせることのないよう留意が必要**である。

②面談者

面談は、**保健師、助産師等の専門職に加え、一定の研修(※)を受けた者が行う**ことも想定される。

特に妊娠の届出時の面談では、出産に関する不安等を抱える妊婦に対して、気持ちに寄り添いながら出産までの見通しと一緒に立てるよう支援することが求められる。このため、**傾聴力や対話スキル、適切な支援サービスを紹介するためのサービス内容等への深い理解**が求められる。また、虐待等の未然防止のためには、できるだけ早期におけるリスク把握が重要であるため、過去の妊娠・出産、子育て、本人や家族等周囲の状況等を考慮しながら、**適切なアセスメントを行うスキル**が求められる。

(※)「一定の研修」とは、利用者支援事業実施要綱(*1)に定める研修(*2)を想定している。

*1 妊婦等包括相談支援事業は、子ども・子育て支援法第59条第1号の地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）に位置づけられている。

*2 妊婦及び配偶者等へ面談を基本に相談支援を行う事業であるため、保護者等の

ニーズを把握し、当事者の目線に立って、最適な子育て支援に係る施設や事業等を提案して円滑な利用の手助けをする役割を担う者として、利用者支援事業ガイドラインに定める利用者支援専門員の要件となる研修を用いることとしている。

③実施の方法

a.面談の内容

妊娠の届出時の面談では、妊婦及び配偶者等に対し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、出産育児一時金（出産時に公的医療保険から支払われる一時金）や出生届、出生連絡票等の各種手続について案内するとともに、妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握することが必要である。つわりや出血等の体調の確認をして、体調によっては随時の面談や電話での確認を行うなど、継続支援につなげるよう心がけたい。また、産後の支援の有無や支援者、里帰りの有無と里帰り先、期間なども聞き取れるとよい。妊娠届出時にアンケートを行うなどして事前に状況を把握する等の工夫も考えられる。

面談は原則対面で行うこととし、対象者と対面して表情や仕草、その雰囲気や様子を確認することが重要である。対面での面談の必要性を妊婦及び配偶者等に伝えてなお、妊婦の体調不良等やむを得ない場合には、アプリケーション等を活用したオンラインによる実施や電話等による対応も想定されるが、いずれにしても、対象者の雰囲気や様子を可能な範囲で把握することが重要である。

また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、母親学級・両親学級の開催予定、困ったときの相談先や産後ケア事業、地域の子育て資源等、利用できる支援サービスの紹介を行うことが望ましい。

妊娠・出産、子育てに対するイメージを持っていただくため、「はじめの100か月の育ちビジョン」のHPに掲載されている妊娠期から幼児期までの子どもの育ちに関する妊婦・乳幼児の保護者・養育者に向けた普及啓発の動画・ハンドブックやWeb記事等や、地域の出産を取り扱う病院、産科／産婦人科クリニック（診療所）、助産所（助産院）などを検索できる「出産なび」等の紹介を行うことも考えられる。

「はじめの 100 か月の育ちビジョン」

https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/

「出産なび」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/birth-navi/index.html>

b.面談の予約

市町村の規模や窓口体制によっては、随時窓口に来庁しての受付では、面談までに待ち時間が生じ対象者に負担をかける可能性が想定される。その場合は、電話や電子申請予約システム（例：マイナポータル（ぴったりサービス）、市町村独自のシステム、その他既存のツール）等を利用し予約制を取ることが望ましい。

[取組事例]

- 既存のツールを用いた予約の受付

参考資料【1】参照

c.記録

➤ 記録の対象

面談を実施した場合には、面談記録を作成する必要がある。

➤ 記録内容

想定される記録内容については以下の通りである。これらの記録項目は、令和5年度に実施した「出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究」により、転出入をした場合や関係機関との情報連携をする場合に連携すべき項目としてとりまとめられ、更に、健康管理システムの標準化に伴い検討が行われた管理項目となっている。

なお、健康管理システムの管理項目については、全国の市町村の意見や事例等により幅広く記録を可能とするために設定されているものであり、市町村の運用に合わせて記録する項目を取捨選択し、または追加設定する必要がある。特に、妊娠の届出時の面談で記録した内容によるアセスメントでは、妊娠初期の妊婦の環境や体調、精神

面について丁寧に聞き取ることが必要であるなど、各面談の時期に応じて聞きとる要素が異なることから記録の内容については、面談の時期に応じて項目設定した上で作成することが重要である。なお、面談に際して、妊婦及び配偶者等の状況の把握よりも設定した項目を記録することに注力することや、聞き取った重要な情報について、あらかじめ定めた項目がないことをもって記録に残さない等の運用は避けるべきものである。

【想定される記録内容】

※ 健康管理システム標準化管理項目から市町村の記録として推奨する内容を抜粋
面談実施方法、面談実施日、面談時間、面談同席者、面談場所、婚姻状況、家族構成、国籍、就労状況、妊娠週数、多胎、出産予定日、出産予定病院、転出予定、不妊治療、妊娠回数、出産回数、既往歴、飲酒、喫煙、体調、生育歴（成育歴）、妊娠への気持ち、相談先、支援者、相談の主訴、不安や困りごと、対応者の所感、情報共有の実施、アセスメント結果

➤ 記録の管理

面談記録の管理は、転出入の際に他の市町村と情報連携が出来るよう、健康管理システムに記録することが望ましい。面談実施を紙媒体で行う場合や、デジタル技術を活用した専用システムにより面談を実施する場合など、市町村によって実施方法は異なることが考えられるが、いずれの方法においても、情報共有及び情報連携をするためには、統一した記録方法と管理が必要であることから、健康管理システムの活用を推奨する。

なお、特に特定妊婦や配慮を要する妊婦については、府内や外部機関（医療機関等）との連携が必要なケースが多く、円滑かつ正確な情報共有のため、健康管理システムの記録項目以外に面談時の紙媒体で残した情報等も記録しておくことが望ましい。

さらに、面談を委託している場合には、委託先が記録を作成し、面談後に市町村へ提出する形とすることが望ましい。また、必要に応じて電話等で面談時の様子を共有するなど、実施主体である市町村が、対象者の様子を詳細に把握するよう努めることが重要

である。

面談等で得られた情報を関連部局等で共有することについては、面談開始時または終了時に文書または口頭で、情報共有の意義と守秘について丁寧に説明を行い、妊婦等から同意を得ることが必要となる。同意については文書において行われることが望ましい。詳細は **[13. 情報保護・情報共有]** を参照のこと。

d. アセスメント

配慮を要する妊産婦や子育て世帯を取りこぼしなく把握し適切な支援につなぐためには、その担当者が面談等にあたっても適切にアセスメントが実施できるよう、アセスメントツールの活用が有効である。

リスクアセスメント等により児童福祉機能につなぐ必要があると考えられる妊産婦及びその家庭を把握した場合は、こども家庭支援センターの統括支援員とも相談の上、当該妊産婦及びその家庭を、こども家庭センターにおいて母子保健機能と児童福祉機能が合同で開催するケース会議（合同ケース会議）に報告するかどうかを検討する必要がある。

合同ケース会議では、統括支援員を中心として、妊婦及び配偶者等の情報や課題等をこども家庭センターの母子保健機能及び児童福祉機能の職員の双方が共有した上で、特定妊婦等に該当するかの判断や、当該妊産婦及びその家庭への支援方針の検討・決定を行う。合同ケース会議の結果、特定妊婦には該当しない場合であっても、こども家庭センターの母子保健機能・児童福祉機能の職員双方によるフォローが必要と判断された場合は、母子保健事業等の機会を活用しつつ、対象者の状況やニーズを把握し、適宜、合同ケース会議で情報共有をするなど、引き続き両機能による一体的な支援体制を構築する必要がある。

サポートプランの策定については、こども家庭センターガイドラインを参照されたい。

(リスクアセスメントシート)

リスクアセスメントシートは、令和4年度「母子保健における児童虐待予防等のため

のリスクアセスメントとの実証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）にて作成された「妊娠・出産期のリスクアセスメントシート」を参考にされたい。

令和4年度「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントとの実証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）

「妊娠・出産期のリスクアセスメントシート」

https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/r04/assessment01.pdf

リスクアセスメントシート運用マニュアル

https://www.ncchd.go.jp/center/center/activity/kokoro_jigyo/r04/manual.pdf

5.妊娠後期の面談

① 実施時期・実施体制

妊娠後期の面談については、出産が近づき、悩みや不安の内容が妊娠初期より明確になり、不安の度合いの高まる妊婦もみられることから、対象者全員に対して可能な限り対面で面談を行うことが望ましい。また、妊娠後期の面談についても、パートナーや同居家族が同席した上で実施することが望ましい。

妊婦のための支援給付を受け取るために必要な「胎児の数の届出」が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の4の3に基づき、出産予定日の8週間前以降に行うとされていることを踏まえ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期でもある妊娠8か月頃を目安とした時期に面談を実施することが想定されている。

② 面談者

面談者は、妊娠の届出時の面談と同様、保健師、助産師等の専門職に加え、一定の研修（※）を受けた者が想定される。なお、妊娠後期の面談について、地域子育て支援拠点等を実施する事業所や地域子育て相談機関等に委託する場合であっても、一定の研修（※）を受けた保育士、利用者支援専門員等が面談を実施することが求められる。

妊娠後期は、妊娠初期と比較して、出産に関する悩みや不安が明確になる時期であり、また産後の見通しについても考える時期であることから、面談者は、産前に妊婦が抱えやすい不安に寄り添いつつ、適切な支援との連携、産後に受けられるサービスを提案し一緒に検討する姿勢が求められる。可能であれば、面談には妊婦の配偶者やパートナー、同居家族にも同席してもらい、出産後の見通しや育児への心構えを配偶者やパートナー、同居家族にも持ってもらえるようサポートすることが望ましい。

また、出産後、子育て期に産婦や子ども、家族等が不安や悩みを抱えて孤立しないよう、地域の子育て資源等に早期からつないでおくことが重要であるが、妊娠後期は本人の興味関心の高まり、時間等の余裕を考慮しても、出産後の見通しや子育てに関する情報を伝えることに適した時期と想定されるため、このタイミングを捉えて、実際に子育て支援を行っている場所を訪れる機会を設けて案内する等の工夫を行うことが推奨さ

れる。

「はじめの 100 か月の育ちビジョン」においても、妊婦及び配偶者等が子どもの育ちについての関心や理解を深め、困った時に支援を得られる人や手段を確認するなど、今後の子育てをポジティブに感じられるような見通しを持つことができるよう、あらゆる機会を活かして支えていく必要があることを示している。

※ 「一定の研修」については、**4. 妊娠の届出時の面談**②面談者に記載の内容を参照のこと。

③実施の方法

a.面談の内容

市町村（子ども家庭センター等）は、面談等の対象者に対し、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を実施する。また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じて産後ケア事業の案内や、子育てに関わるさまざまな事業や制度をまとめた子育て支援ガイドブック（以下「子育てガイド」という。）を用いて、必要な支援サービスの利用等を案内することも考えられる。

面談は、原則、「胎児の数の届出」の提出がなされるのにあわせて対面で行う。妊婦及び配偶者等の様子を適切に把握するためには、表情や仕草、その雰囲気を確認することが重要である。ただし、当該届出が電子申請でなされる場合や、里帰り先から郵送等で行われている場合には、オンラインによる面談を検討する必要がある。オンラインによる面談においても、妊婦及び配偶者等の様子を可能な限り把握することが重要である。

b.面談の予約

妊娠の届出時の面談と同様、面談の待ち時間等が想定される場合には、電子申請予約システム等を利用し予約制を取ることも考えられる。

〔取組事例〕

○ 既存のツールを用いた予約の受付

参考資料【1】参照

c.記録

記録の対象、記録の内容、記録の管理においては、**4.妊娠の届出時の面談**と同様。

d.アセスメント

基本的には、**4.妊娠の届出時の面談**と同様に行う。出産が近づいたことで心配事が明確になり、妊娠初期よりも大きな不安を抱える対象者や、妊娠初期には大きな問題がなくとも、周囲の環境の変化などにより支援が必要となった対象者が存在する可能性もあるため、面談時には注意して様子を聞き取る必要がある。

(委託機関との連携)

面談を委託している場合には、面談記録等を通して面談時の対象者の様子を委託機関と連携すること。その際、記録のやり取りに加え、定期的な連絡会や電話での個別の連絡など、記録上で伝達の難しい事項についても双方が共有できるよう工夫することが望ましい。

また、市町村が提供する支援の一覧を委託機関に共有するなど、適切な支援サービスへつなぐためには委託機関への情報提供などの工夫も効果的である。

6.出産後の面談

①実施時期・実施体制

出産後の面談等は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に実施する。この期間に面談等を実施できなかった場合であっても、産婦を必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。乳児家庭全戸訪問事業における訪問を妊婦等包括相談支援事業における面談として位置づけることも可能である。出生届の提出時に本事業の受付窓口に案内して面談の予約までつなげるといった市町村の体制整備も重要である。

②面談者

面談者は、妊娠の届出時の面談及び妊娠後期の面談と同様、保健師、助産師等の専門職に加え、一定の研修を受けた者が想定される。

産後は、出産に伴う身体的・精神的不調や夜泣き等による育児疲れ等の悩みを抱える子育て世帯が多い。また、保育園の手続きや自身の仕事への復帰等についても不安を抱えやすい時期である。面談者には、各子育て世帯の状況を適切に捉え、地域子育て支援拠点や子育てサークルなど先輩家庭と出会う機会の紹介、産後ケア事業等の紹介、育児休業等給付や保育園の入園手続き、求職相談窓口の紹介などを行うため、支援サービスや地域の子育て資源等の知識・理解が求められる。また、継続した支援が提供可能であることを伝え、状況に応じてその他の子育て資源等と連携しつつ、必要な支援が途切れないと意識する必要がある。

また、生後6カ月を経過したこどもについては、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）により、こどもが家族とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得ることができるとともに、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減が期待できることから、面談に際しては、制度の利用を促すことも重要である。

「はじめの100か月の育ちビジョン」においても、こどもの育ちを切れ目なく支える観点から、こどもの誕生前後で大きく生活環境が変わる子育て家庭に対して、支援を求めるににくい事情がある人も含め、妊産婦・乳幼児の健診や地域子育て支援など様々な機会を活用し、多職種による重層的な支援を届けることが重要であることを示している。

③実施の方法

a.面談の内容

市町村（こども家庭センター等）は、乳児家庭全戸訪問事業や、地域子育て支援拠点等が実施する親子を対象とした交流イベント等の機会を活用して、産婦やその家族に対し、産婦のこどもや子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市町村が定めるアンケートへの協力を求めた上で、妊娠後期の面談で案内した子育てガイドを基に、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、面談等により把握した産婦の状況等に応じて、産後ケア事業、一時預かり事業、その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

b.面談の予約

落ち着いて話す時間を確保する意味から予約制を取ることが望ましい。
出生届の提出時に面談の日時を決める運用とすることで、日程調整のやりとりの中で面談に先んじて出産後の大まかな状況を把握することも可能となる。また、電子申請予約システム等や、出生通知書のほか事前に郵送したハガキやアンケートによって決める等の方法も想定される。

〔取組事例〕

○ 既存のツールを用いた予約の受付

参考資料【1】参照

c.記録

記録の対象、記録の内容、記録の管理においては、**4.妊娠の届出時の面談**と同様となる。

d.アセスメント

基本的には**4.妊娠の届出時の面談**と同様に行う想定である。アセスメントについて
は、令和4年度「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントとの実

証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）にて作成された「乳幼児期のリスクアセスメントシート」を参考にされたい。また、同様の項目を含む場合は、市町村で独自に作成しているアセスメントシートを使用することも可能である。こどもに対するアセスメントが可能となる時期であるため、こどもや子育て環境に関してもよく聞き取り状況の把握に努める必要がある。

令和4年度「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントとの実証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）

「乳幼児期のリスクアセスメントシート」

https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/r04/assessment02.pdf

リスクアセスメントシート運用マニュアル

https://www.ncchd.go.jp/center/center/activity/kokoro_jigyo/r04/manual.pdf

7.妊娠の届出時と妊娠後期の間、また妊娠後期と出産後の間の随時の面談

4.妊娠の届出時の面談、**5.妊娠後期の面談**、**6.出産後の面談**の3回の面談以外でも、妊婦や子育て世帯に対して、随時の相談受付等を継続的に実施することが望ましい。特に、配慮を要する妊産婦の場合は、3回の面談のタイミングを待たず、積極的にアプローチすることが望まれる。また、継続して妊産婦や子育て世帯とつながるため、妊産婦や子育て世帯が相談するきっかけを作るために、**12.事業実施上の工夫**にて紹介する事例を参考にされたい。

8.出産後の面談以降の随時の面談

出産後の面談の実施後も、概ね2歳になるまでの期間においては、対象者の状況や希望に応じて随時面談等を実施することが望ましい。特に、配慮を要する産婦の場合、子育て期も定期的に連絡を取るよう心掛け、それらに該当しない場合でも、子育て期間中の継続した支援が可能であることを伝え、相談しやすい状況をつくる必要がある。また、前述の通り、継続して妊婦や子育て世帯とつながるため、及び産婦や子育て世帯が相談するきっかけを作るために、**12.事業実施上の工夫**にて紹介する事例を参考にされたい。

9.情報発信等

妊産婦やその家族への情報提供については、紙媒体のみでの周知では必要な情報が届かないことが考えられる。このため、自治体が運営する子育て関連アプリやSNS、オンライン等を活用しつつ、プッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信が重要である。具体的な情報発信の方法や内容については、以下に示す事例集などを参照されたい。また地域によっては、複数言語での多文化対応の広報等についても十分に配慮することが望ましい。

出産・子育て応援交付金事業の事例集（第1版）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/be80930d-51d1-4084-aa3e-b80930646538/e11e1abc/20230401_policies_shussan-kosodate_01.pdf

出産・子育て応援交付金事業の事例集（第2版）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/be80930d-51d1-4084-aa3e-b80930646538/48ba29ec/20240205_policies_shussan-kosodate_29.pdf

〔取組事例〕

- 市町村独自のツールを用いた情報発信
参考資料【2】参照
- ガイドブックやHP、アプリによる情報発信
参考資料【3】参照

10.面談の質の向上

(面談者や対象者からの意見・要望の収集と反映)

本事業の質の向上・改善に向けて、面談者は、本事業の意義や目的を正しく理解した上で、対象者への適切な言葉かけや関係性の構築等を目指した対話技能を含む対人関係技能を身につけていることが求められる。面談にあたっては、対象者のニーズに対応するような支援につなげるため、地域の子育て資源等の知識及び子育て家庭の養育状況に応じた適切な連携方法の把握に努める必要がある。そのため、面談者は常に最新の情報を把握しておくことが求められる。また、市町村は、対象者への適切な情報提供のために、関係機関とのネットワーク構築や情報共有のシステム化等を通じて、面談者が横断的な情報を入手でき、対象者に迅速にサービスが提供できる仕組みづくり等の環境整備を行うことも期待される。

基本的な姿勢や心構え、面談の進め方は、担当課内等で適時適切に指導することが期待されるが、併せて、定期的な研修等を実施し、必要なスキルについて再確認することやこれまでのスキルを振り返る機会を作ることも重要である。面談者同士で双方の面談の様子についてフィードバックを行う、対象者からの意見を収集し要望をサービスの提供や支援の体制整備に反映させるなどの工夫も求められる。

また、対象者の課題に向き合い、解決に向けて寄り添った対応を進めていくためには、対象者との信頼関係を構築していくことが必要になる。信頼構築に向けて、対象者とのつながりを維持するためにも、妊婦のための支援給付やその他の取組と連動して面談を実施する等、妊産婦等に寄り添った多様なアプローチを可能にする仕組みづくりや支援体制の整備が望まれる。

[想定される取組みの例]

1) 面談者(委託先職員等)の意見収集やふりかえり

委託先職員等から支援の実施体制や運用方法についての意見を収集し、隨時実施体制や運用方法の見直し・改善を行う。意見収集の機会としては、隨時行うことに加え、定期的な会議・連絡会などが想定される。また、市町村職員含め、面談者で面談

実施体制・方法・運用状況についてふりかえる機会を設けるなどの工夫も行うことが望ましい。

2) 対象者の意見収集

面談時、対象者から支援そのものへの要望を聞き取る、また支援に対する満足度を聞き取るなど、対象者が求める具体的な支援・支援の在り方についてヒアリングを行う。意見収集の方法としては、面談時に直接聞き取ることに加え、面談後等にアンケートを実施することなどが考えられる。

(面談の継続性の担保)

面談内容の継続性の担保や妊産婦との関係構築の観点からは、同じ者が継続して面談を行うことは一定の意義があるが、面談希望日と面談者の勤務日が合わない場合や、対象者の抱えている課題と面談者の専門性、対象者との相性等を踏まえて担当変更が望ましい場合など、必ずしも同じ者が担当出来ないことも考えられる。たとえそのような場合でも、前回の面談情報を共有するなど連携を密にし、妊産婦に寄り添い、多様なニーズを踏まえて適切なサービスにつなぐことが重要である。面談を外部に委託している場合も、連絡会の実施や随時の情報共有などの工夫を行うことが望ましい。

[取組事例]

○ 子育てに関する相談窓口の設置と連携

参考資料【4】参照

○ マイ・サポート・スペース

参考資料【5】参照

11. 配慮を要する妊産婦・家庭への対応

妊産婦やその家族に対する面談等により、出産・育児等の見通しを立て、悩みの相談を受けることなるが、以下に該当するケースについては、その置かれている状況から、より丁寧な対応が求められる。また、専門的な支援につなぐことも多いと思われるが、その際、支援内容を妊産婦やその家族が理解の上つなぐことが、その後の速やかな支援につながることから、そのような観点も考慮し、適切に対応されたい。

● 若年妊婦

若年妊婦の場合、未婚、経済的基盤が弱い、周囲の協力が得られにくい、社会体験が乏しい、喫煙や飲酒などの健康リスクについて知識が乏しいなどの問題を抱えていることがある。このため、当該妊婦から、健康リスクや不適切な生活習慣の有無、出産や出産後の子育てに関して不安に思っていることの有無などを確認し、必要に応じて医療機関や関係機関と連携しながら、母体の健康管理を行うとともに、妊娠期の経過などを具体的に説明しつつ、安全な出産に備える必要がある。また、各種地域子ども・子育て支援事業の紹介、家庭支援事業の活用など、具体的かつきめ細かな支援を行うことが重要である。

● 流産・死産や出生後すぐにこどもを亡くされた方とそのご家族

流産・死産された方についても、「妊婦のための支援給付」の支給対象となることから、市町村の窓口においては、適切な対応が求められる。この際、流産・死産された方は、乳児等がいる場に精神的負担を感じるという指摘もあるため、給付金の申請等について、オンラインや電話での対応を行う、対面での面談を実施する場合には別室に案内する等の配慮が必要である。

また、産前・産後に妊産婦向けに届く支援の案内やアンケート等が、妊娠を継続している、または無事出産したことを前提としているために、流産・死産経験者が心を痛めることもある。流産等をされた妊産婦に対して、出産を前提とした案内等が届くことがないよう配慮するとともに、流産・死産をされた方向けのメッセージや案内を別途作成

するといった工夫や、関係職員への研修を実施するなど、流産・死産を経験された方に十分な配慮ができるよう体制を整備する必要がある。加えて、流産・死産後に、精神面で課題を抱える場合には適切な医療機関へ、また、必要に応じてピアサポートグループ・自助グループ等へもつなぐことができるよう、事前につなぎ先を把握しておくことが望ましい。

流産・死産された方への対応については、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究」により作成された「自治体担当者のための子どもを亡くした家族への支援の手引き」を参考にされたい。

また、こども家庭庁において、流産・死産等をされた方向けに本事業と妊婦のための支援給付に関するリーフレットを作成している。医療関係団体にはリーフレットを用いて市町村の窓口を訪ねることを案内していただくよう協力のお願いをしており、市町村は給付金の申請と併せて面談の機会を提供するなど、必要な支援につなげる対応を行うことが必要である。リーフレットを持参された方がいる場合は、グリーフケア等が必要であると認識をもった上での対応が必要であり、下記の手引きも参照しながら、十分配慮した体制整備や対応を心掛ける必要がある。

自治体担当者のための

子どもを亡くした家族への支援の手引き

- 流産・死産・人工妊娠中絶を含む子どもの死 -

<https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2022/03/%E8%87%AA%E6%B2%BB%E4%BD%93%E6%8B%85%E5%BD%93%E8%80%85%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D.pdf>

(給付金と相談窓口の案内)

給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していた子どもの人数×5万円

○対象者

妊娠されていた人（日本国内に住所を有する者）
※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

○申請先

住民票のある市区町村にご申請ください。

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施して
います。給付金申請時などにお話を伺うこと
ができます。

お住いの市区町村の相談窓口では、
給付のご案内はもちろん悩みや不安なども
お話しいただけます。
深い悲しみや辛く悲しい気持ち、
誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど
ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、住民票のある市区町村の担当窓口へ直接お問い合わせください。
※本リーフレットをご持参ください。（ご持参いただかなくても申請・面談は可能です。）

こども家庭庁

● 精神疾患のある妊産婦

精神疾患のある妊産婦への対応については、産科との連携に加え、精神科や心療内科などとの連携も行いながら、妊娠・出産に関する部分のみならず、妊産婦の日常生活に対する支援も視野に入れてサポートすることが望ましい。また、ネグレクトなど子育て期のリスクも高いことが想定されるため、早期から関係機関と連携できる体制を整えることが重要である。

● 外国にルーツを持つ妊産婦

外国にルーツを持つ妊産婦については、言語や文化の違いから、支援につながりにくい妊産婦が少なからず存在する。また支援につながる際にも言語のみならず子育ての考え方の隔たりなどから、外国にルーツをもつ妊産婦の対応に苦慮している市町村が多いと想定されるが、提供する情報の外国語への翻訳やAI翻訳機の使用などで対応しながら妊産婦と面談者の意思疎通が図られる例も増えている。こうした情報伝達の工夫に加え、日本の妊娠から子育てにおける基本的な仕組みやルールが理解されていない場合や、周囲に頼れる人がおらず孤立してしまう場合については、文化的な背景の違いにも配慮しながら、多様な文化に対応できるよう地域における子育て環境の整備が求められる。あらかじめ市町村内で外国語対応が可能な支援サービスを明確にし、情報提供できるよう準備する必要がある。

〔取組事例〕

○ 外国籍の住民向けの情報提供の例

参考資料【6】参照

● 予期せぬ妊娠をした妊産婦

予期せぬ妊娠をした妊産婦については、様々な事情によりこどもを育てられない場合や、未婚である場合、すでに多くのこどもを養育している等による経済的困窮状態にある場合など、多様な対応が必要となる場合が想定される。乳幼児や子育てへの拒否的態

度を示す場合や、複雑な家庭事情の場合などは特に注意して状況を把握する必要がある。また、こうした状況では、虐待等につながるリスクが高いため、児童福祉機能に加え、医療機関との密な連携を取り支援にあたることが望まれる。

● ダブルケアに該当する妊産婦

子育て期にあたる者が親の介護も同時に担っている「ダブルケア」に該当する場合には、体力的・精神的に大きな負担を抱えているだけではなく、相談先がわからず孤立してしまうことが想定される。妊娠・出産に関する内容のみを聞き取っていても把握できない場合があるため、面談時には妊婦の抱える不安や問題の背景を詳細に聞き取り、子育ての他に支援が必要な状況の有無を把握することが重要となる。ダブルケアに該当する場合には、出産・子育てに関連する支援に加え、介護に関して提供可能な支援も把握し、必要な支援につなげることが望ましい。地域包括支援センター（介護保険法に基づき市町村が設置する高齢者の支援窓口）などとの連携体制を構築することが重要である。

● ひとり親家庭やステップファミリーなど

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合がある。ステップファミリーの場合も、親子共に環境や生活の変化にとまどったり、家族を含めた周囲との関係に悩んだりする可能性が想定される。親と子ども双方の福祉の視点から、生活に関連する支援などそれぞれが抱える課題に対応した支援を行うことが望ましい。

● 生活困窮世帯

困窮世帯については、経済面での困難に加え、背景として若年妊娠やパートナーの就労状況の問題など、別の問題が存在するケースが多い。経済面の支援にとどまらず、その原因となっている問題を把握し支援につなげることが望ましい。生活に困っている方の相談を受け付け、ひとりひとりの状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を提供する生活困窮者自

立支援制度への連携も考慮されたい。

[生活困窮者自立支援制度](#) | 厚生労働省

12. 利用勧奨に係る工夫

対象者が本事業を積極的に利用することは、必要な家庭に、効果的かつ継続的な支援を届けるために大変重要である。利用勧奨に係る具体的な工夫については下記取組事例も参照にしつつ、各市町村に適したものを探施されたい。なお、これら事例はあくまで、本事業につなげるための取組であることから、市町村にはこうした工夫と併せて、本事業自体の実施効果をしっかりと対象者が実感でき、フィードバックするような取組が求められる。

〔取組事例〕

- **身近な子育て支援機関とつながるためのギフトの給付**

参考資料【7】参照

13. 情報保護・情報共有

里帰り出産や転入・転出などの場合には、妊婦及び配偶者等に関する相談内容等の情報について、市町村・委託機関・医療機関等と共有することが想定される。転出予定の妊婦が転出先市町村での面談等を希望している場合には、転出先市町村へ、関連する情報を引継ぎ共有し、転出先市町村において面談等を実施することが望ましい。

情報共有については、紛争の未然防止の観点から、妊婦給付申請時に情報連携項目を確認した上で、個人情報保護法等に則り、本人の同意を得ることが必要である。支援において得られた対象者の情報（**4.妊娠の届出時の面談**等で用いる記入済みのアセスメントシートや、その他市町村独自で行うアンケートの解答用紙等含む）は、利用者のプライバシー保護に十分留意し、連携する他機関との間においても慎重な情報の取扱いが求められる。収集した個人情報は市町村の個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこと。

ただし、虐待・ハイリスク（児童虐待のリスクが明らかに高い）の場合など要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に登録して対応する必要のあるものについては必ずしも本人の同意を必要としない。

情報共有においては、上述の通り本人の同意を得ることが基本となるが、児童福祉法において必要な情報提供の根拠規定とともに構成員の守秘義務が法定されている要対協の場を活用し、日常的な情報共有が必要な関係機関を要対協の構成員としてあらかじめ位置づけておくことも、情報共有の円滑化の工夫として効果的であると考えられる。こうした工夫により、支援を必要とする子ども・家庭に関する情報が集まり、ともに連携して継続的に支援していく協力体制をつくっていくことが重要である。

IV. 参考資料

(取組事例)

【1】既存のツールを用いた予約の受付

予約の受付に活用されているツールの一例として、電子申請システム「LoGo フォーム（ロゴフォーム）」があげられる。

「LoGo フォーム（ロゴフォーム）」は、地方公共団体等が公式サービスとして提供する電子申請サービスのシステム名称であり、株式会社トラストバンクが開発・提供を行っている。スマートフォンやパソコンから 24 時間いつでもオンライン手続きをすることができ、実際に活用している自治体も多い。

「LoGo フォーム（ロゴフォーム）」の画面イメージ

電子申請システム
LoGo フォーム

いつでもどこでも
スマホ・パソコンで
手軽に手続き

24時間
利用できます

LoGo フォームは株式会社トラストバンクが提供する「電子申請システム」です。
スマートフォンやパソコンからオンライン手続きをすることができます。

24時間
いつでも
利用できる

自宅・外出先
どこでも
利用できる

手軽で
簡単に
利用できる

【2】市町村独自のツールを用いた情報発信（東京都東村山市）

東村山市にて独自で作成しているポータルサイトにて、各種手続きや相談予約が可能になっている。また、同ツールを利用しオンライン面談を受けることも可能である。

「たのしむらやまポータル」の画面イメージ



「たのしむらやまポータル」のチラシ

デジタル技術を活用して、一人ひとりにぴったり寄り添う さまざまなサービスを子育て分野からはじめています。

東村山市では、デジタル技術で地域課題を解決することを目的に、「子ども子育てデジタルワンストップサービス事業」を、2024年2月1日からはじめます。

まずは市のホームページのリニューアルにあわせて、4つのサービスを順次導入予定。子育て情報の取得から予約・申請、オンライン相談まで、スマホやPC、タブレットなどを使うことで、子育てサービスがより便利になります。

主なサービス

1

ほしい情報がタイムリーに届く パーソナライズドポータル [たのしむらやまポータル]

あらかじめ登録したユーザーの好みや属性に基づいて、最適な情報が表示・配信されます。また、個人向けの通知も受け取ることができます（選択制）。各種サービスの入口となり、予約や相談などへのサービスへつながります。



2

オンラインでいつでも申し込める 予約・申請サービス

デジタル子育て講座やオンライン子育て相談などの手続きを、スマホやPC、タブレットなどから申請できるようになります。子育て分野だけでなく、他の分野の活用についても今後検討していきます。



3

動画なら手軽に受講できる デジタル子育て講座

子育て層に向けた講座などの動画コンテンツを配信し、仕事の都合や移動手段がないなどの事情で今まで受講が困難だった方でも、動画視聴により、いつでもどこでも受講できるようになります。



4

来庁できなくても相談できる オンライン子育て相談

仕事や移動手段がないなどの事情により、市役所に来ることが困難だった方でもスマホやPC、タブレットなどでオンラインで相談ができます。妊娠中のママの体調や団りごとなどを、助産師や保健師が直接お聞きします。



東村山市では、デジタル技術を活用して、より便利なサービスを今後も展開していきます。

本事業は、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくりを目指し、子ども子育て分野からサービスをはじめています。

今後は、地域課題の解決に向け、子育て以外の分野にも拡充していく予定です。

たのしむらやまポータルの

詳細はこちら



※2月1日より順次スタート

あなたの声、お聞かせください

東村山市 経営政策部 情報政策課 joho@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

TEL: 042-393-5111 (代表)



東村山市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

【3】ガイドブックやアプリによる情報発信（千葉県松戸市）

子育てに関する情報をまとめたガイドブックや独自アプリ等を活用。妊娠期から子育て期にかけて、必要な情報を体系的に得られる。既存のメッセージアプリ等を活用して対象者とつながることで、対象者それぞれの時期に応じた情報発信も可能。

・ガイドブック

子どもの健診、遊び場、預けられる施設など、子育てに関する情報が一冊にまとめられている。掲載内容は、まつどの子育て（まつどの子育ての特徴や年齢別サポート一覧表などを掲載）、子育ての相談窓口（子育てに関する相談ができる場所を掲載）、妊娠・出産（妊娠から出産後の健診・諸手続きの流れを掲載）、親子の遊び場（気軽に行ける施設や公園・図書館などを掲載）、保育所（園）・幼稚園・小学校・放課後児童クラブ・放課後 KIDS ルーム（学校施設を活用して、小学生が放課後等に学習や読書、体験活動をする居場所）等の一覧（施設一覧や利用方法について詳しく掲載）、こどもを一時的に預けられる施設（預けられる施設と利用方法について詳しく掲載）、医療機関一覧（産婦人科・小児科・小児歯科一覧のほか、緊急医療対応機関等も掲載）など。

「松戸市子育てガイドブック」のイメージ



・独自アプリ

予防接種のスケジュール管理、母子健康手帳の記録、松戸市の子育て情報やイベント情報の提供、出産や育児に関するアドバイスの提供などが可能。

「まつどDE子育てアプリ（母子モ）」のイメージ



- ・LINEでの情報提供

妊婦や子育て中の保護者が安心して出産や子育てができるよう、おなかの赤ちゃんの様子や生まれた子どもの成長・発達に関すること、母親の体調管理や子育てアドバイスなど、その時期に必要な情報をLINEで配信している。配信内容は専門家（小児科医、産婦人科医、管理栄養士等）の監修を経て作成されている。

「まつどDE子育てLINE」のイメージ



【4】支援拠点の設置と連携（広島県東広島市）

2回目面談等を、こども家庭センターや各地に設置している支援拠点、道の駅、図書館、地域子育て支援拠点で実施している。支援拠点は12か所設置しており、面談の一部をそこで実施している。12か所のうち、7か所は委託、5か所は市の直営である。9か所には、こども家庭センターの母子保健コーディネーターが巡回し、残り3か所には母子保健コーディネーターが常駐している。妊婦等対象者リストを各拠点と共有し、対象者管理を行っている。ハイリスク者等気になる妊婦については、自治体の地区担当保健師が、月1～2回、各拠点の担当者とミーティング等により情報連携を行っている。

出産・育児サポートセンターの案内チラシ



地域すくすくサポートのご案内

すくすくサポート西条北 (青雲保育園 にこにこるーむ内)

住 所 : 西条町寺家1427番地
日 時 : 月曜日～金曜日(祝日除く)
9時～14時
母子保健コーディネーター(毎週金曜日)



TEL:082-426-4114
FAX:082-424-8257

すくすくサポート西条南 (認定こども園 愛育園 ゆりかご内)

住 所 : 西条町御菌宇6245-1
日 時 : 月曜日～金曜日(祝日除く)、
日曜日(月1, 2回)
10時～15時
母子保健コーディネーター(毎週水曜日)



TEL:090-8609-0864
FAX:082-422-0128
MAIL:yurikago@aikuen.org

すくすくサポート寺家

(生協ひろしま こども コーブらざ ひがしひろしま内)

住 所 : 西条町寺家6579-1
生協ひろしまコーブ東広島(店内)
日 時 : 日曜日～木曜日(祝日除く)
9時～14時
母子保健コーディネーター(常駐)



TEL:070-7428-8008
FAX:082-422-0050
MAIL:sukusuku @hiroshima.coop

すくすくサポート八本松

(八本松あおい保育園 こんぺいとう内)

住 所 : 八本松東6-6-28
日 時 : 月曜日～金曜日(祝日除く)
9時～14時
母子保健コーディネーター
(毎週水曜日 10時～14時)



TEL:082-428-0030
FAX:082-428-5553

すくすくサポート志和

(志和龍城認定こども園 たつのこ内)

住 所 : 志和町志和西1456-3
日 時 : 火、木、金曜日(祝日除く)
9時30分～14時30分
母子保健コーディネーター
(毎週火曜日 10時～11時30分)



TEL:080-6240-4406
FAX:082-433-5720

すくすくサポート高屋

(サムエル東広島こどもの園マザーグースのへや内)

住 所 : 高屋町中島490-5
日 時 : 月曜日～木曜日(祝日除く)
8時30分～13時30分
金曜日(祝日除く)
8時30分～12時30分/14時～16時
母子保健コーディネーター
(毎週月曜日 10時～13時30分)



TEL:080-6263-0665
FAX:082-420-4301

【5】マイ・サポート・スペース（千葉県松戸市）

妊婦及び概ね0歳から2歳の保育園などの保育サービスを利用していない子どもがいる家庭が、「身近に相談したり利用できる場所」として登録した、「おやこDE広場」、「子育て支援センター」、「ほっとるーむ」（3施設ともに、松戸市が展開する子育て支援施設）を「マイ・サポート・スペース」と呼称している。

「マイ・サポート・スペース」へ登録した施設に来館した方に、家事育児支援券（無料券）等のプレゼントを配布している。

「マイ・サポート・スペース」のチラシ





2024年4月現在

マイ・サポート・スペース登録プレゼント引換券





【6】外国籍の住民向けの情報提供（大分県豊後高田市）

外国人相談窓口の設置

<https://bic-bizcoop.jp/sodan/>

豊後高田市と豊後高田商工会議所、株式会社トヨ・テックにより立ち上げた「豊後高田 International Contribution 事業共同組合」が、外国人が安心して過ごせるように「外国人相談窓口」を開設。ベトナム語、ミャンマー語、中国語、インドネシア語の通訳が在籍。翻訳機を用いて、フィリピン語、韓国語、英語、モンゴル語、カンボジア語、ネパール語でも相談可能。

Web ページのイメージ

かいこくじんそうだんまどぐち

DONO HOUSE

相談窓口

外国人相談窓口では、外国語で相談できます。

生活で困ったことや悩み、ご相談などありましたら相談窓口へご連絡ください。

- ご相談は「無料」です。秘密は守ります。
- ご相談できる日
平日（月曜日～金曜日）8：30～17：00
- ご来所していただくか、電話やメールでもご相談を受け付けます。
- ベトナム語、ミャンマー語、中国語、インドネシア語の通訳がいます。
- 下記の言葉については、翻訳機で相談できます。
フィリピン語、韓国語、英語、モンゴル語、カンボジア語、ネパール語

場所：大分県豊後高田市美和1869 DONO HOUSE

TEL：0978-24-0133

Mail : gaikokujinsodan1227@bic-bizcoop.jp

【7】身近な子育て支援機関とつながるためのギフトの給付（兵庫県淡路市）

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、同世代のこども同士、親同士が交流でき、気軽に集い遊べる場、子育ての悩み・心配事を相談できる場（施設）の利用推進を目的に紙おむつ（M サイズ、テープタイプもしくはパンツタイプ）をこども 1 人につき 1 袋（パック）限定で配布している。

受取場所は、市内子育て学習センター（津名・岩屋・北淡・一宮・東浦）、こどもサポートセンターまるく（NPO 法人淡路島ファミリーサポートセンターまるく）。

（※本事業の対象となる条件は、こどもの出生日が令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までであること及び出生日時点で保護者が淡路市に居住していること）

オムツ受取場所の案内

